

天神町自治会規約

(名称)

第1条 本会は天神町自治会（以下「本会」という）と称す。

第2条 本会は事務所を天神町会館内に置く。

(目的)

第3条 本会は相互扶助の精神に基づき会員の親睦融和を図り、町内治安を確保し、明るく住みよい町とし、かつ会員の社会生活向上を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- ① 社会体育、レクリエーション等に関する事。
- ② 広報活動に関する事。
- ③ 防犯灯の維持管理その他防犯に関する事。
- ④ 生活環境及び街の美化に関する事。
- ⑤ 交通安全に関する事。
- ⑥ 盆踊り大会に関する事。
- ⑦ 天神社秋祭りに関する事。
- ⑧ 自主防災活動に関する事。

(部会)

第5条 前条の事業を遂行するため次の部を設ける。

- ① 体育部 体育、レクリエーション事業に関する事。
- ② 広報部 広報ふじさわ他の配付及び広報活動に関する事。
- ③ 防犯部 防犯灯の維持、その他犯罪の発生防止に関する事。
- ④ 生活環境部 ゴミの分別指導や美化活動に関する事。
- ⑤ 交通部 交通安全対策に関する事。
- ⑥ 盆踊り部 盆踊り活動に関する事。
- ⑦ 祭典部 天神社の祭典活動に関する事。
- ⑧ 自主防災部 災害時の防災活動に関する事。

(会員)

第6条 本会の会員は天神町の1丁目から3丁目の全域及び石川、円行、亀井野の一部地域内住民で構成する。

第7条 前条の地域内住民は本会に入会することを原則とし、脱退する場合は前条地域外に居住を移した場合を原則とする。

第8条 会員は所定の会費を納入する。

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。但し、自主防災会役員は会員の内から別に選出する。

- ① 会長 1名
- ② 副会長 2名
- ③ 会計 1名

④書記	1名
⑤会計監査	2名
⑥顧問	若干名
⑦部長	若干名
⑧組長	各組に1名
⑨自主防災会	若干名

(会長の選出)

第10条 会長は会員の中から選出する。本会の設置する選考委員会の推薦により組長総会で承認された者とする。

2 前項で推薦できない場合は、総会において組長の中から選出する。

(選考委員)

第11条 選考委員は次の者とする。

①会長、副会長、会計、書記、	
②民生委員	1名
③天神社役員	若干名
④自主防災会	1名

(役員を選出)

第12条 役員は次の方法により選出する。

①副会長2名、会計1名、書記1名、部長は各組長の中から選出する。

②会計監査2名は、前年度役員の中から互選する。

前項の組は原則として地域内の地勢、道路区画を基準にして組を構成する。

(役員任期)

第13条 会長の任期は2年とし、他の役員任期は1年とする。但し再任を妨げない。

補欠のため選任された役員は前任者の残任期間とする。

(役員任務)

第14条 役員任務は次の通りとする。

①会長は、本会を代表し会務を総理する。

②副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は会長が予め指名した順位によりその任務を代行する。

③会計は、会の経理一切を担当する。

④書記は、会の書記一切を担当し、議事を記録しその他会務運営及び執行に当たる。

⑤会計監査は、会計を監査する。

⑥部長は、各部の事業の企画、立案、その他必要事項を審議する。

⑦組長は、会の運営上必要な事項を審議する。

⑧自主防災会は、自主防災会の規約に準ずる。

第15条 本会に顧問を置くことが出来る。

顧問は役員総会の承認を経て、会長が委嘱する。

第16条 本会に事務員を置くことが出来る。

事務局の事務員は役員総会の承認を経て、会長が委嘱する。

(会議)

第17条 会議は次の通りとする。

- ①役員総会
 - ②組長会議
 - ③部会
- 2 役員総会は通常役員総会と臨時役員総会とする。通常役員総会は年2回とし、臨時役員総会は必要に応じ会長が招集する。
- 3 役員総会で検討する事項は概次の通りとする。
- ①規約の改廃
 - ②予算、決算
 - ③事業計画、事業報告
 - ④役員の変更
 - ⑤その他必要と認められた事項

(会議の招集)

第18条 会議は会長が招集してその議長となる。但し部会は部長が招集しその進行を務める。

- ①役員総会は役員過半数の出席により成立し議事は出席者の過半数によって決議する。
- ②可否同数の場合は議長が決める。
- ③組長会議は必要に応じて会長が招集する。
- ④部会は必要に応じて開催することが出来る。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は4月1日より翌3月31日迄とする。

(会費)

第20条 本会の維持費は会費その他の収入による。

- ①会費は年額3,000円とし、年度始めに一括徴収する。(月額250円)
- ②年度の途中に入会した会員については入会の翌月から月割額により会費を徴収する。

(香典)

第21条 自治会会員と同居する家族が死亡した場合、香典として10,000円を支給する。

(脱退)

第22条 本会を脱退したものの既に入会した会費は返却しない。また本会に対する財産権は放棄したものとみなす。

第23条 本規約は役員過半数の同意を得て改正することが出来る。

付 則

本規約は、平成元年 4月1日より施行する。

本規約は、平成10年2月14日より施行する。

本規約は、平成12年2月14日より施行する。

本規約は、平成15年4月14日より施行する。

本規約は、平成19年4月7日より施行する。

本規約は、平成22年4月3日より施行する。

本規約は、平成24年4月7日より施行する。

本規約は、平成29年9月1日より施行する。

本規約は、令和元年6月1日より施行する。